3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対しては、源泉地国において、七パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合は課税が免除され、その他の利子の場合は七パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、七パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）

7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、七パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一八条～第二一条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二二条関係）

9　アゼルバイジャン共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、アゼルバイジャン共和国の租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するアゼルバイジャン共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二五条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二七条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

14　第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二九条関係）

15　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

政　令

政令第二百三十八号

関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第十号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十三条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一号を加える。

六　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第七条５の規定に該当する貨物

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五号」を「第六号」に改める。

附　則

この政令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄